

## 現行計画策定後の状況の変化

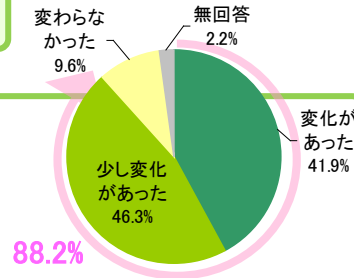
東日本大震災（平成 23 年 3 月）を契機とした安全確保や節電・エネルギーに関する意識の変化や、PM2.5 問題を契機とした環境汚染に伴う健康影響への意識の高まりなど、環境問題に対する市民の関心はますます高まっている。また、若者を中心にソーシャルメディアの利用も広まるなど、情報の入手方法にも変化がみられる。

### 東日本大震災前後の意識や行動の変化

（出典：平成 24 年度 市政に関する意識調査）

#### 【東日本大震災前後での環境行動の変化】

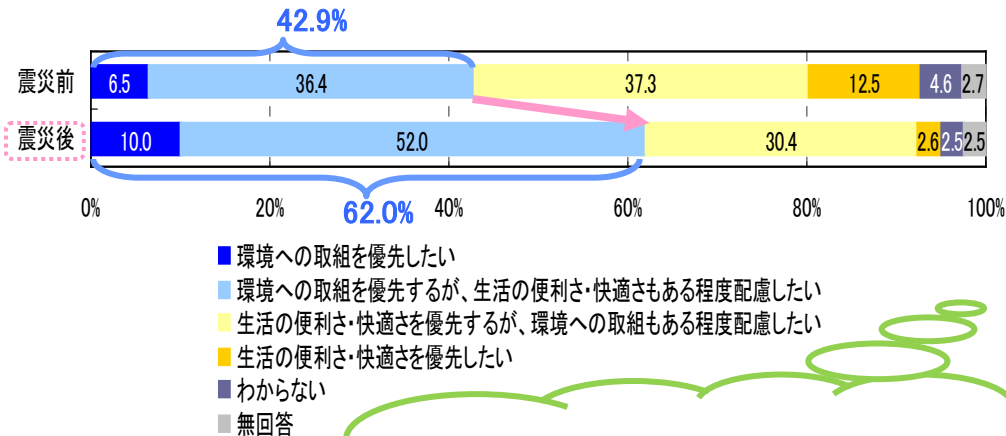
変化があった：**88.2%**（変化があった 41.9%、少し変化があった 46.3%）



#### 【環境への取り組みと生活の便利さ等のバランス】

環境優先：震災前 **42.9%** → 震災後 **62.0%**

（「環境優先」には、「環境への取組を優先したい」、「環境への取組を優先するが、生活の便利さ・快適さもある程度配慮したい」を含む）



利便性だけではなく、環境・経済・社会のバランスを考え、“持続可能な社会”を実現していく必要がある。

### 環境問題についての関心度

関心度（「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）の高い環境問題は

①省エネ、省資源・リサイクル、節水	88.7%
②大気汚染や水質汚濁等の公害問題	84.9%
③再生可能エネルギー	84.5%
④地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化	84.2%
⑤まちなみ景観や地域の清掃・美化	81.6%

### 環境問題についての情報の入手方法

テレビ・新聞・市政だより等既存のメディアに加え、フェイスブック等のソーシャルメディアからも情報を取得

①テレビ	83.2%
②市政だよりなど	67.9%
③新聞	63.6%
④	.
⑤	.
⑥	.
⑦	.
⑧	.
⑨	.
⑩	.
⑪ソーシャルメディア	9.1%

20代では、ソーシャルメディアからも情報を取得する人は **23.7%**。

国の上位  
関連法令

【現計画策定時】

環境の保全のための意欲の増進及び  
環境教育の推進に関する法律  
(平成 15 年 10 月 1 日施行)

- ・自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等を基本理念等とする。
- ・「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定を置いたが、他は訓示規定。

【現在】

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律  
(平成 24 年 10 月 1 日施行)

- ・法目的に、協働取組の推進を追加。
- ・基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。
- ・体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展。
- ・具体的規定を充実。

福岡市の上位  
関連計画

福岡市環境基本計画(第二次)  
(平成 18 年 9 月施行)

- ・「環境に配慮した行動を促すための共通の基盤の整備(分野横断的な施策の展開)」の1つとして環境教育・学習の推進を位置づけ。
- ・環境教育学習プログラムを整備し、あらゆる世代の人々にあらゆる場面や機会をとらえて提供。

福岡市環境基本計画(第三次)  
(平成 26 年 9 月施行)

- ・「分野横断型施策の展開」の中で、「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」が重要と位置づけ。
- ・あらゆる世代・事業者を対象とし、環境行動のリーダーとなる人材の育成と相互の連携を強化。
- ・個々の主体や活動のつながりを構築し、環境保全と地域活性化を同時に達成する地域環境力を向上。

## 福岡市環境基本計画(第三次)における環境教育・学習〈概要〉

〈めざすまちの姿〉

豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち

分野別の 〈めざすまちの姿〉

快適で良好な生活環境のまち

市民がふれあう自然共生のまち

資源を活かす循環のまち

未来につながる低炭素のまち

環境施策の展開

【分野別施策】

快適で良好な生活環境のまちづくり

市民がふれあう自然共生のまちづくり

資源を活かす循環のまちづくり

未来につながる低炭素のまちづくり

【分野横断型施策】

環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり  
環境の保全・創造に向けたしくみづくり  
ふくおかから九州・アジアへ

## 福岡市環境基本計画(第三次)

(平成 26 年 9 月施行)

〈全体構成〉

「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を「めざすまちの姿」として掲げ、その実現に向け、4つの分野別施策及び3つの分野横断型施策を組み合わせ環境施策を展開していくという構成。その分野横断型施策の1つとして、「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」が重要と位置づけている。

〈「**環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり**」について〉

※福岡市環境基本計画(第三次) 37～39ページ

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者も含めた各主体が環境の保全・創造に向け主体的に行動することが必要であり、そのためには、環境行動の担い手である人材の育成、さらには、個々の主体や活動のつながりを構築することが重要。そこで、①「環境行動を担う人材の育成」、②「地域環境力の向上」に取り組んでいく。

①「**環境行動を担う人材の育成**」

幅広く環境行動を担う人材を育成するとともに、あらゆる世代・事業者を対象として、環境行動のリーダーとなる人材の育成と相互の連携を強化。

②「**地域環境力の向上**」

地域における環境の様々な情報を把握し活用。また、自発的な環境活動を支援するとともに、個々の主体や活動のつながりを構築し、環境保全と地域活性化を同時に達成する地域環境力を向上。

※なお、「**環境の保全・創造に向けたしくみづくり**」(40～43ページ)も分野横断型施策の1つであるが、その中でも、市民・事業者の自主的な活動等に対する支援や情報の継続的な収集・発信・共有など、環境教育・学習に関連のある取り組みについて述べている。

## ESD, ユネスコスクールについて

### ESD について

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「**持続可能な開発のための教育**」と訳される。

ESDとは、環境、貧困、人権、平和、開発などの現代社会の課題を自らの問題として捉え、**身近なところから取り組む**(think globally, act locally)ことにより、**それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出す**ことであり、それによって**持続可能な社会を創造**していくことを目指す学習や活動。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。

※2002年のヨハネスブルグの「持続可能な開発に関する世界首脳会議」の後に宣言された「**国連持続可能な開発のための教育の10年(DESDE・2005～2014年)**」の最終年である本年11月に、名古屋市及び岡山市において「**持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議**」が開催された。



### ユネスコスクールについて

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

#### ○加盟のメリット

- ・世界のユネスコスクールの活動情報の提供
- ・世界のユネスコスクールと交流する機会の増加
- ・ESDのための教材、情報の提供
- ・ユネスコスクールHPを通じた情報交換
- ・ワークショップ、研修会への参加
- ・国内の関係機関との連携強化 など

#### ○ユネスコスクール加盟校(平成26年4月時点)

##### 【小学校】

福岡市:1校(福岡市立百道浜小学校)

福岡県:25校(福岡市1校, 北九州市3校, 大牟田市21校)

##### 【中学校】

福岡市:1校(福岡市立元岡中学校)

福岡県:14校(福岡市1校, 北九州市2校, 大牟田市11校)

環境教育・学習の視点

人づくり

- ①環境マインド  
(いつも環境にとってどうなのだろうかと思うころ, 感性, 行動する勇氣)
- ②行動を起こす際に必要となる知識
- ③人に想いを伝える際や共に行動する際のコミュニケーション手法やコーディネート手法などの技術

以上の3つの要素を備えた「人づくり」に取り組む。

人づくりが地域づくりにつながり, 地域が人を育てる。

また, 地域が目標を共有し, よりよい環境のために取り組むことが地域の絆を深め, 地域のコミュニティが強化されることで, 環境などの課題を解決する力もますます高まる。

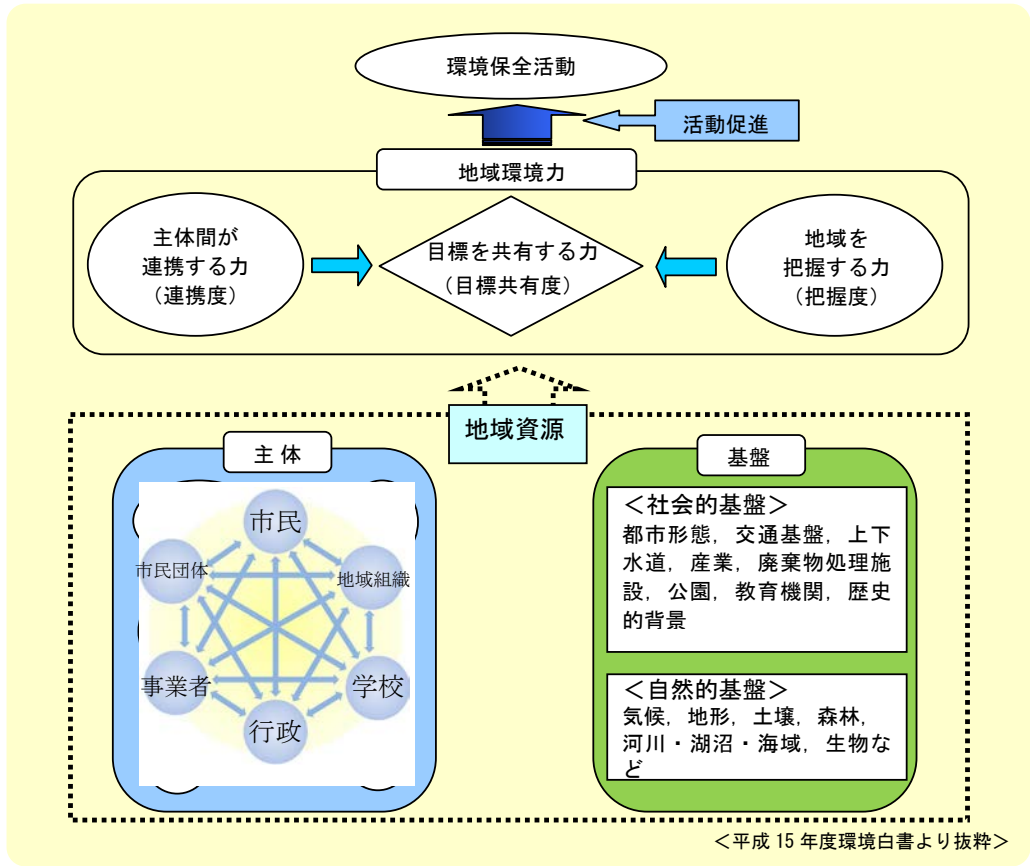
このような好循環のもと, 人々が地域への誇りと愛着を持って主体的に生きる, 持続可能な社会を実現していく。

地域づくり

地域での情報発信・提供が積極的に行われることにより,

- ・地域の資源である自然的・社会的基盤と主体が把握される
- ・地域社会を構成する様々な主体が連携していく

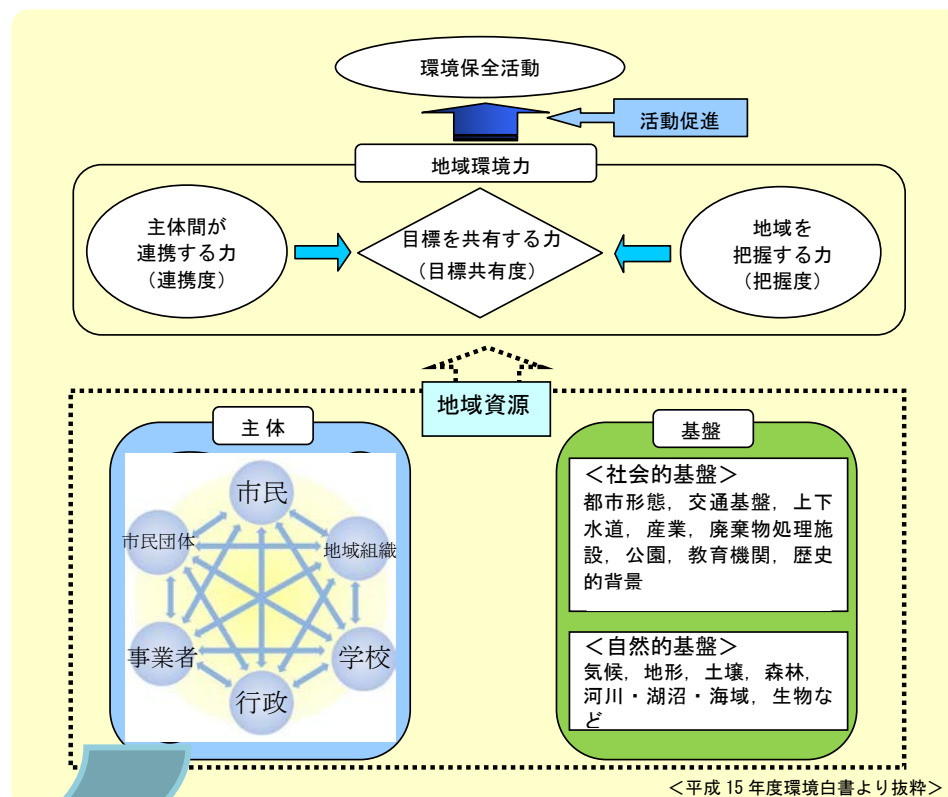
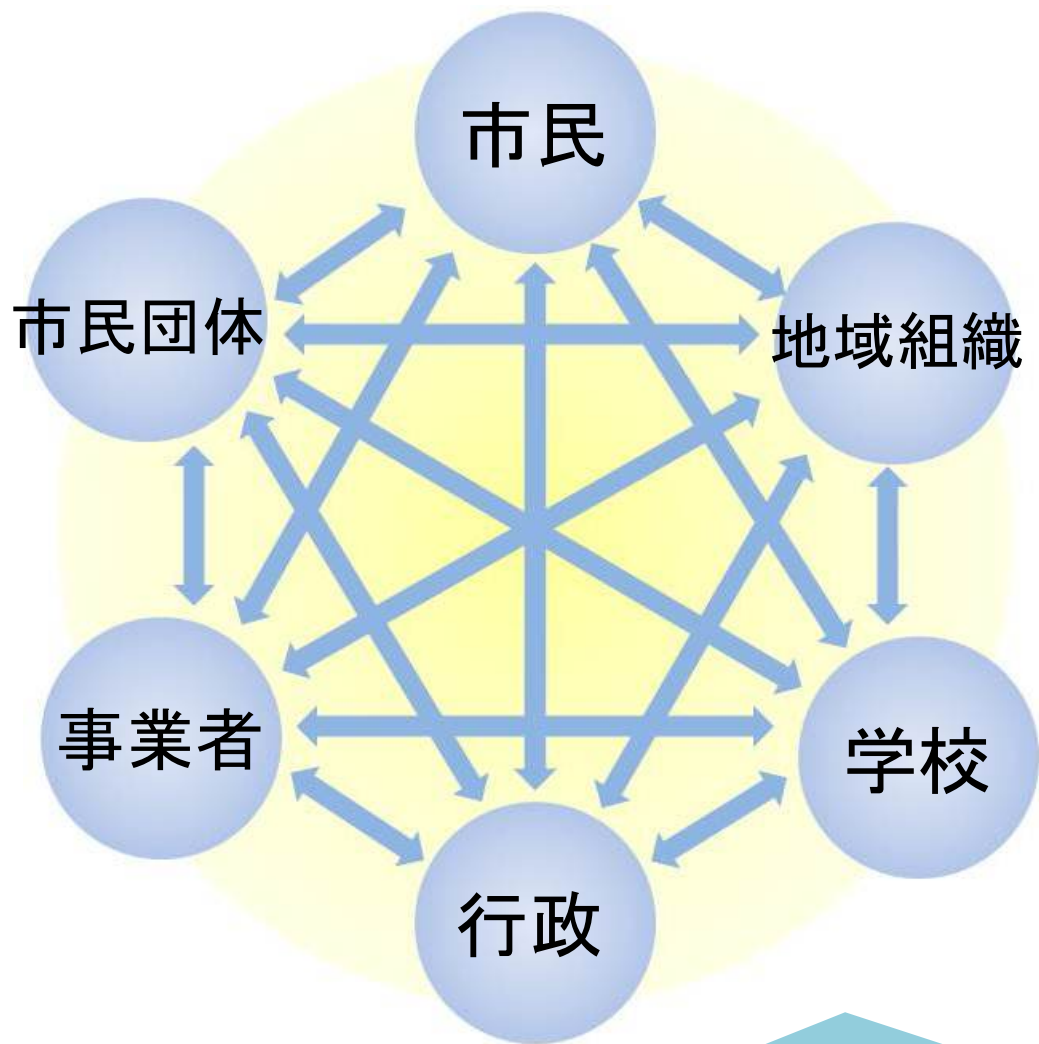
以上のことにより, 地域が1つの方向性を共有し, 各主体がより良い環境, より良い地域を創っていかうとする意識・能力(「地域環境力」)が高まる。





## 各主体の関係

環境教育・学習の推進のためには行政だけでなく、市民・事業者も含めた各主体が、それぞれの果たす役割と関係を認識し、環境の保全・創造に向け主体的に行動するとともに、主体ごとの「点」の活動に終わらず、それらの活動が結びついた連携・共働の取り組みをさらに広げていくことで、全体として環境保全活動に向かう想いや実践、課題解決力が高まっていくことが必要。

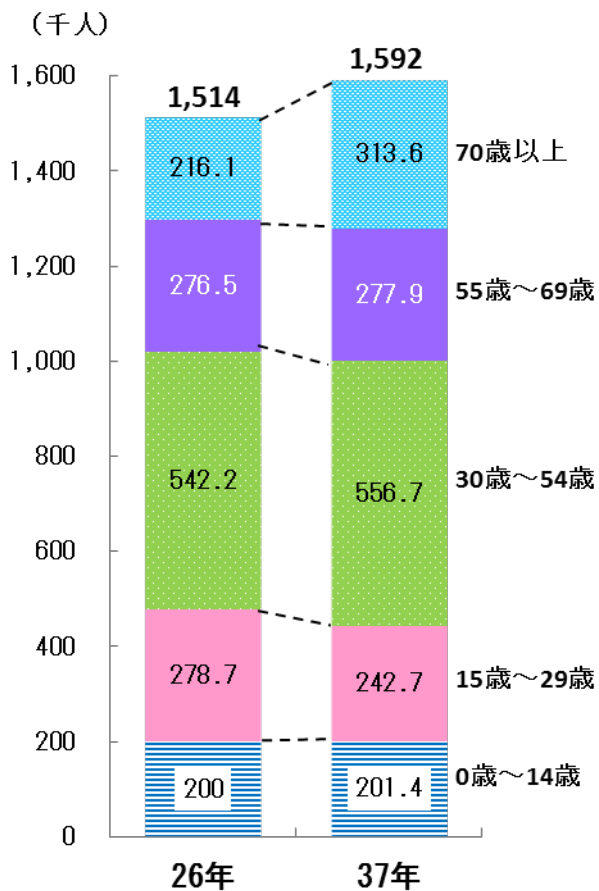


# 主体ごとの現状・課題

## 市民

### 市の将来推計人口構成

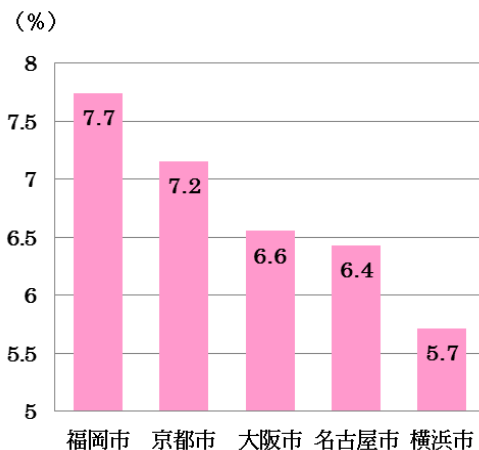
現人口と計画期間である平成 37 年の推計人口を比較すると、総人口は増加の見込みである。特に 55 歳～69 歳のシニア層および 70 歳以上が増加する推計である。



【資料：「福岡市の将来人口推計（基礎資料）」，福岡市(H24).】

### 人口千人あたりの転入者の割合

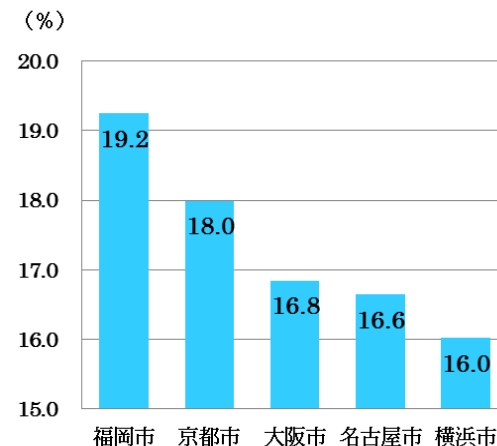
特別区及び政令指定都市の中で、人口千人あたりの転入の比率が最も高い。(23 特別区, 20 政令市)



【資料：「住民基本台帳」，各市(H24).】

### 市の人口に占める若者世代の割合

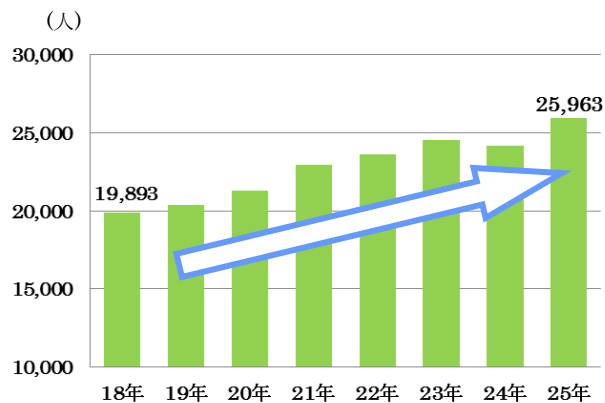
特別区及び政令指定都市の中で、人口に占める若者世代(15～29 歳)の割合が最も多い。



【資料：「平成 22 年 国勢調査」，総務省統計局(H22).】

### 外国人人口

福岡市の外国人人口は増加している。



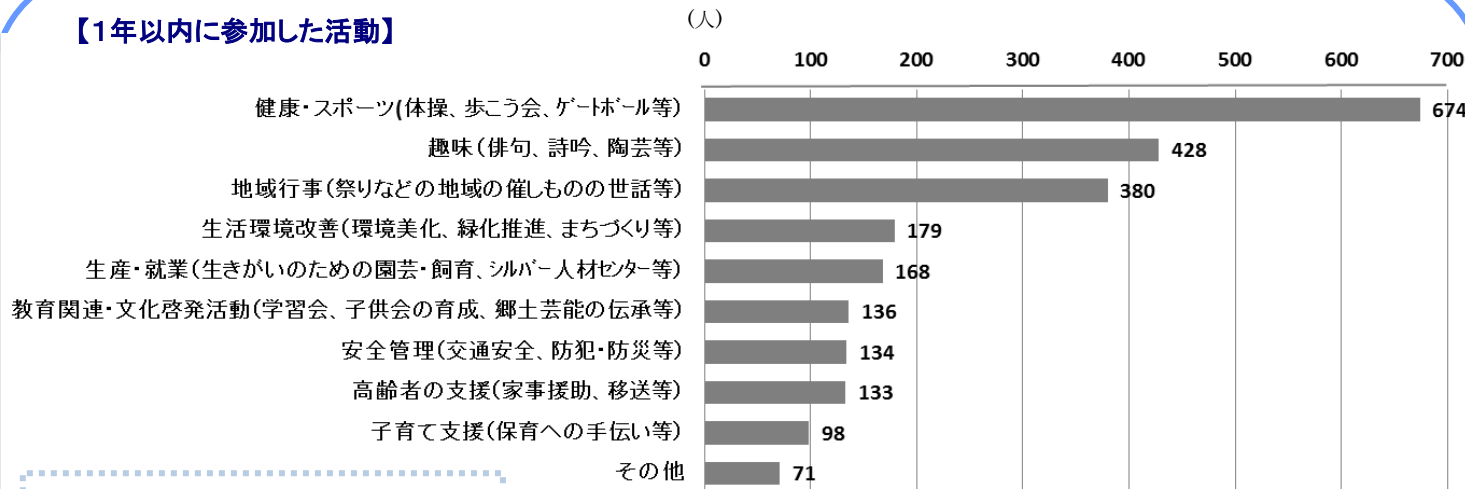
【資料：「住民基本台帳」，福岡市(H25).】

転入者や若者世代が多く、外国人人口も増加しているという福岡市の特性に応じた環境教育・学習を推進していく必要がある。

## 高齢者の意識調査

【資料：「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」，内閣府(H25).】

### 【1年以内に参加した活動】

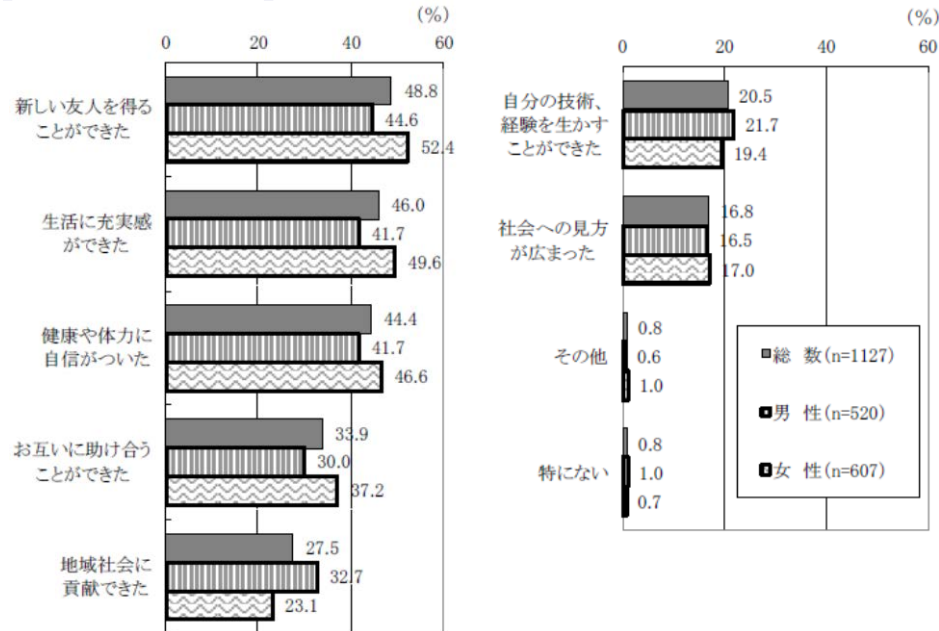


環境美化などの生活環境改善の活動に参加した高齢者の人数は上位4番目となっている。

また各種活動への参加を通して、「新しい友人を得ることができた(48.8%)」、「生活に充実感ができた(46.0%)」といった点に満足感を得ている高齢者が多い。

あらゆる活動に環境の視点を取り入れ、高齢者の地域活動の参加を促し、地域コミュニティの活性化と同時に高齢者の生きがいにもつながるような支援の検討が必要。

### 【参加してよかったこと】 ※「生活環境改善」に限らない



## 若者のごみ捨てマナー

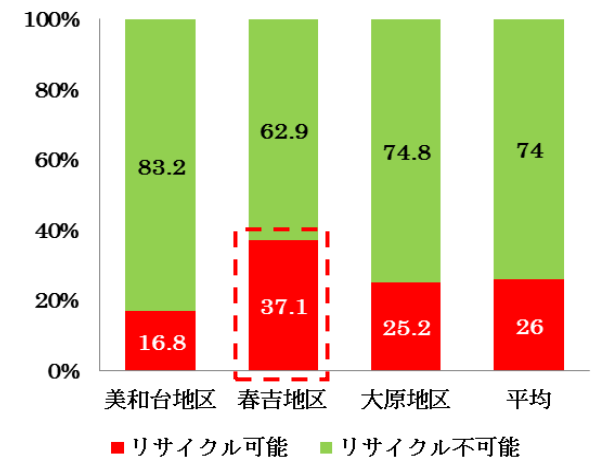
若者の単身世帯が多い地域では、ごみ 200kg あたりに含まれるリサイクル可能ごみは、他の地域に比べ多い。また、単身世帯や共同住宅の多い地域では、比率は少ないものの不燃物の混入も多く見られることが報告されている。

若者の単身世帯への啓発活動が必要である。

美和台地区：戸建住宅が多い。  
65歳～74歳の高齢者が多い

春吉地区：都心部で単身世帯が多い。  
20～30歳代の比率が高い。

大原地区：共同住宅が多い。  
年齢別構成人口は、福岡市の平均に近い。



【資料：「平成25年度家庭系可燃物組成調査委託」，(一財)日本環境衛生センター(H25).】



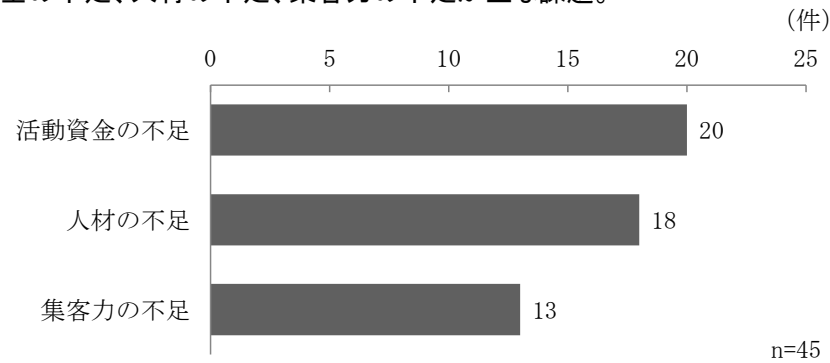
## 市民団体（平成26年度 市民団体アンケート調査、市民団体ヒアリング）

（調査対象数：193、回収率：23.3%）

### 課題・ニーズ

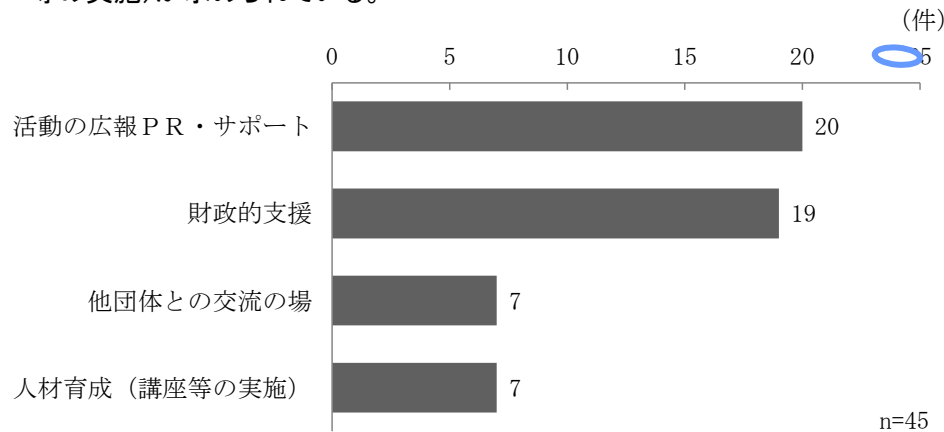
#### 【課題】

活動資金の不足、人材の不足、集客力の不足が主な課題。



#### 【ニーズ】

活動の広報PR・サポート、財政的支援、他団体との交流の場、人材育成（講座等の実施）が求められている。



### ヒアリングより

#### 【課題】

- ・資金や会議の場所の確保。
- ・人材の確保や育成。
- ・集客。
- ・若者の積極性が欠けている。
- ・学生時代に環境活動をしていても、社会人になると足が遠く人が多い。

#### 【ニーズ】

- ・活動の発表の場所や体験の場所の提供。
- ・市と連携した学校の先生向けの講座。
- ・分野を超えた団体間のコラボレーションの促進。
- ・社会や経済とのつながり、ESDの考え方を踏まえた環境教育。
- ・市民団体の活動のPR。

市民団体の活動がより活発に行われるよう、活動を行うにあたって課題となっている、資金・機会（場）・情報面について効果的な支援を行う必要がある。

## 地域組織

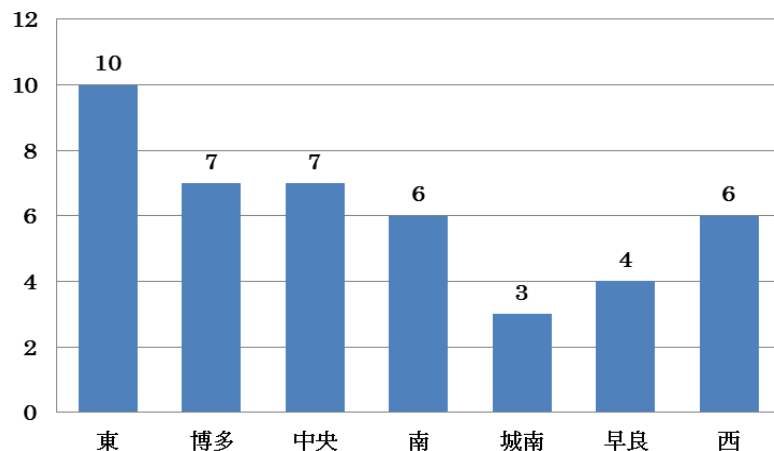
### 公民館での環境講座実施状況

地域住民が学ぶ場として公民館では講座等が開催されており、環境に関する講座も実施されている。  
環境学習を行う人材の提供やコーディネーターの育成などにより、公民館など地域における環境学習実施をさらに促進していくことが必要。

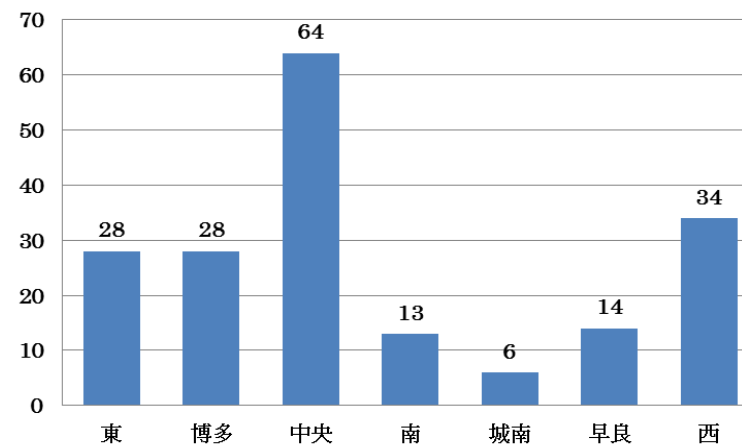
#### 【公民館数】

東区: 29 件	城南区: 12 件
博多区: 23 件	早良区: 25 件
中央区: 15 件	西区: 23 件
南区: 26 件	

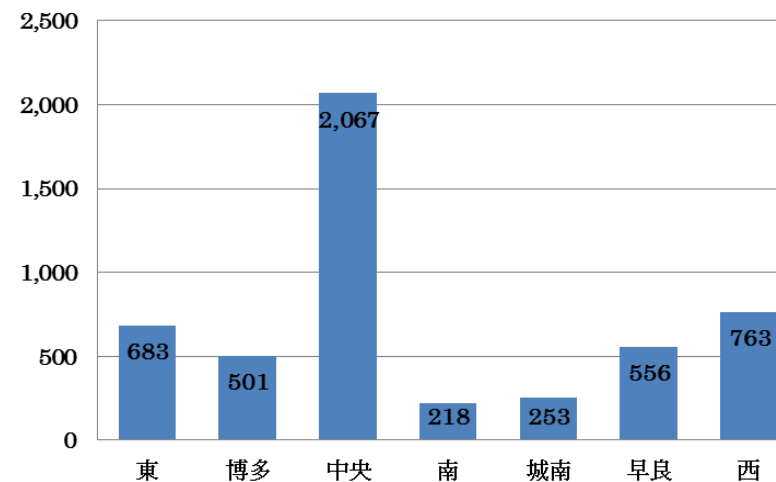
#### 【H25 年度 環境講座実施公民館数】



#### 【H25 年度 環境講座実施回数】



#### 【H25 年度 環境講座受講者数】



## 学校（平成26年度 学校アンケート調査）

### 環境教育の実施状況

（小学校…調査対象数：147，回収率：74.1%）

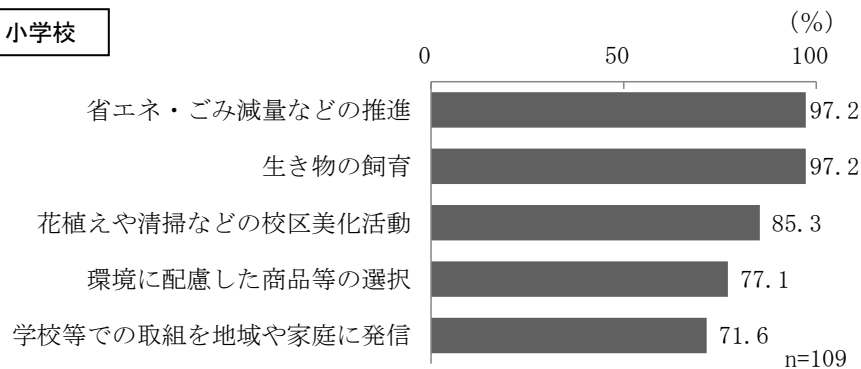
（中学校…調査対象数：82，回収率：67.1%）

環境教育の実施率は、小学校 **100%**、中学校 **76.4%**。  
 環境教育に割りあててる時間は、小学校は1校あたり約 **77 時数**。  
 中学校は1校あたり約 **14 時数**。

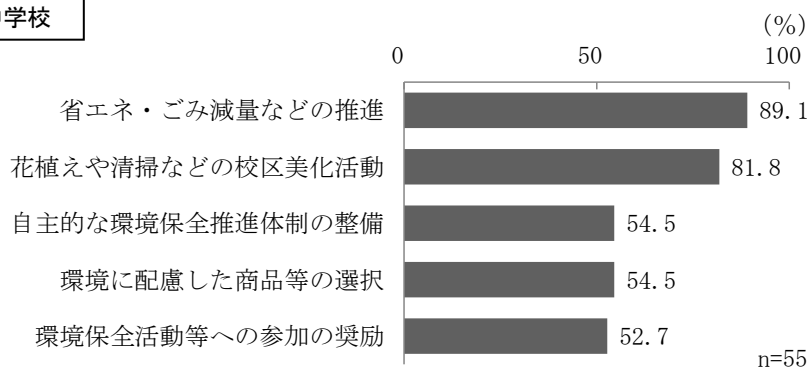
### 環境保全活動の実施状況

小学校は、「生き物の飼育」、「省エネ・ごみ減量などの推進」の実施率が **90%以上**。  
 中学校は、「省エネ・ごみ減量などの推進」の実施率が **80%以上**。

#### 小学校



#### 中学校



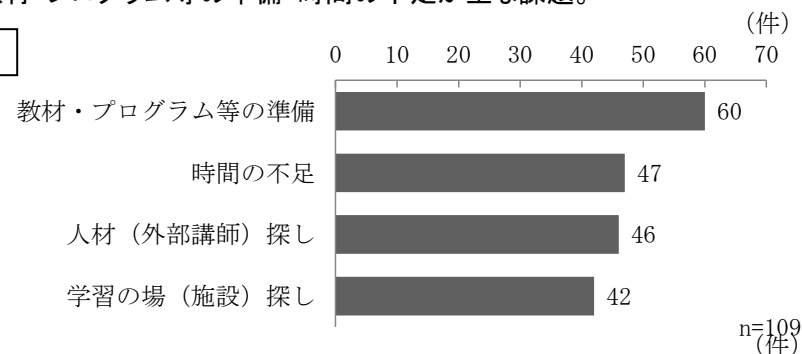
## 課題・ニーズ

### 【課題】

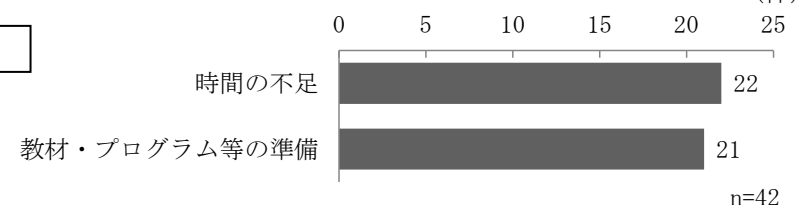
小学校は、教材・プログラム等の準備、人材（外部講師）探し、時間の不足、学習の場探しが主な課題。

中学校は、教材・プログラム等の準備・時間の不足が主な課題。

#### 小学校



#### 中学校



### 【ニーズ】

小学校は、人材（外部講師）の派遣（情報提供を含む）、学習教材等の提供（情報提供を含む）、学習の場（施設）の提供（情報提供を含む）。

中学校は、学習教材等の提供（情報提供を含む）。

### ヒアリングより

高校で環境保全活動を行う上での課題は、「生徒が変わると、継続が難しい」「課外での活動は、事故や熱中症などに気をつかう」「高校生は忙しい」など。その他、「子どもの頃に受けた環境教育は生徒の中に意識としては残っているようだが、身近なこととして自分たちの活動などと結びついているかどうかは疑問」という声も。

教員の学びの機会の提供や学習プログラムの提供など、全ての子どもが学ぶ場である学校での環境教育を引き続き推進するとともに、学んだ知識を実践と結び付けられるよう、学習と社会参加を結び付けることが課題。

## 事業者（平成26年度 事業者アンケート調査）

（調査対象数：300，回収率：42.0%）

### 環境教育の実施状況

#### 【従業員への環境教育】

従業員への環境教育の実施率は、**57.1%**。

実施していない理由は、時間の不足、人材の不足、教え方がわからない、予算の不足。

#### 【社外への環境教育】

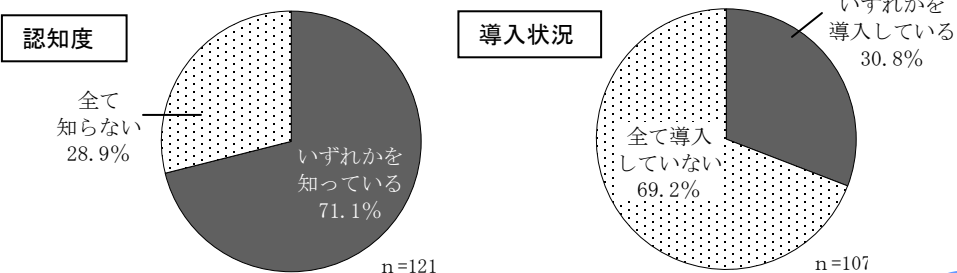
社外への環境教育の実施率は、**15.9%**。

実施していない理由は、時間の不足、予算の不足、人材の不足。

### 環境マネジメントシステム等導入状況

ISO14001 規格、ISO5001 規格、エコアクション 21（環境活動評価プログラム）の「いずれかを知っている」事業者は**71.1%**、「いずれかを導入している」事業者は**30.8%**。

環境マネジメントシステムを導入していない理由としては、「メリットがわからない」の回答が最も多くなっている。

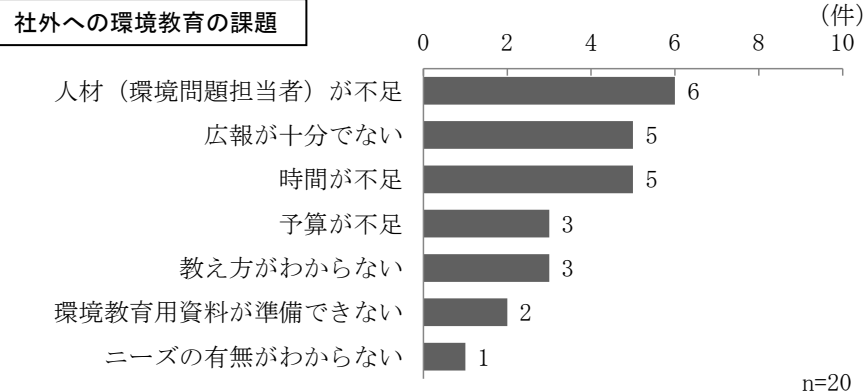


環境マネジメントシステムを導入したり、従業員への環境教育を実施するなど、自主的な環境保全活動促進のため、事業者にとってのメリットが伝わる情報提供や事業者の取り組みについて知らせる機会の創出が課題。

### 課題・ニーズ

#### 【課題】

社外への環境教育に関する課題は、人材や時間、予算の不足、広報が十分でない、教え方がわからない など。

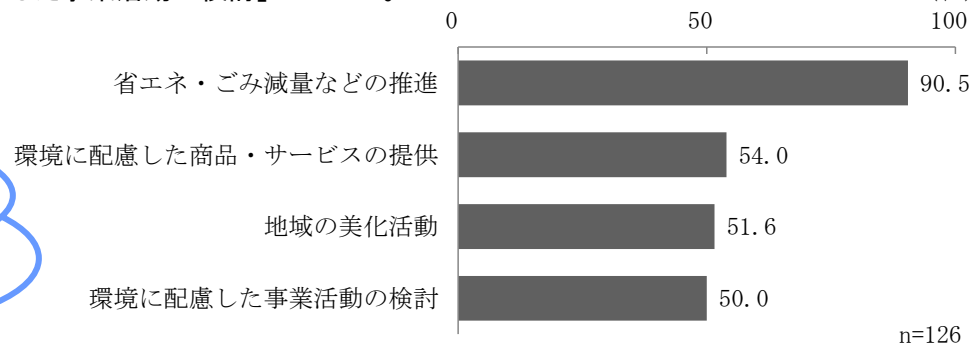


#### 【ニーズ】

環境保全活動を進めるためのニーズは、県や市、自治体で実施している活動のパンフレット作成や効率的かつ効果的な活動の情報提供。

### 環境保全活動の実施状況

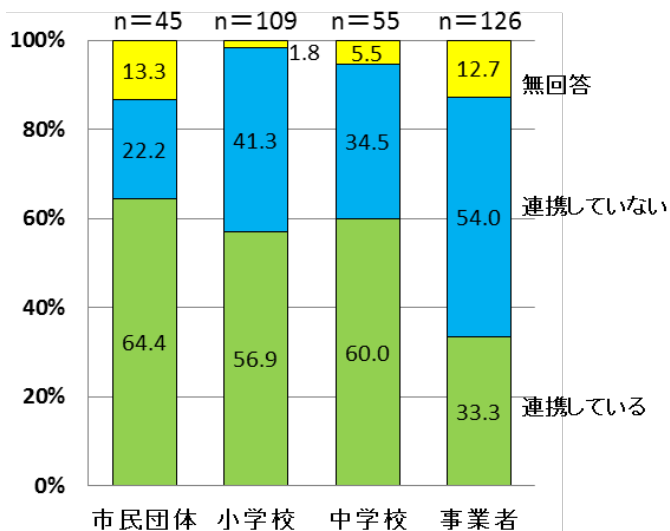
5割以上の実施率は、「省エネ・ごみ減量などの推進」の**90.5%**、「環境に配慮した商品・サービスの提供」の**54.0%**、「地域の美化活動」の**51.6%**、「環境に配慮した事業活動の検討」の**50.0%**。



# 全主体に関わる全体的な現状・課題

## 他の主体との連携

他の主体との連携については、最も連携している割合の多い市民団体で 64.4%，最も連携している割合の低い事業者では 33.3%となっている。  
主体間の連携を引き続き推進する必要がある。

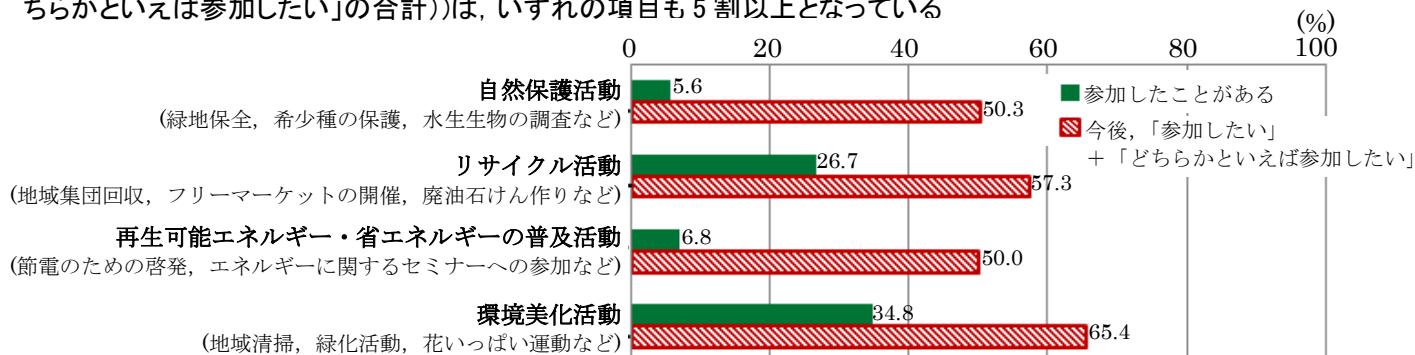


【資料：「環境教育・学習に関するアンケート調査」，福岡市 (H26)】

## 環境団体などの活動への参加状況

【資料：「平成 24 年度 市政に関する意識調査」，福岡市 (H24)】  
(調査対象数:4,500, 回収率:52.3%)

環境団体などの活動に参加したことがある人の割合は「環境美化活動」の 34.8%が最も高く、次いで「リサイクル活動」の 26.7%となっている。環境団体などの活動への今後の参加については、参加意向のある人(「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計))は、いずれの項目も 5 割以上となっている



### 【環境団体の活動に参加したくない理由】

環境団体の活動に参加したくない理由は、時間や情報の不足などがある。活動や団体の情報発信を強化する必要がある。

- |                  |       |                     |       |
|------------------|-------|---------------------|-------|
| ①時間帯の都合が合わない     | 41.8% | ④活動団体などの情報がない       | 29.5% |
| ②活動に割くための時間がない   | 38.4% | ⑤どの程度環境保全に役立つかわからない | 26.8% |
| ③参加できる活動などの情報がない | 31.1% |                     |       |

## 環境問題についての情報の取得

【資料：「平成 24 年度 市政に関する意識調査」，福岡市 (H24)】  
(調査対象数:4,500, 回収率:52.3%)

○情報を得ているとの回答が5割を超えているのは、「省エネ・リサイクル等、日常生活での工夫の仕方」のみ。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ①省エネ・リサイクル等、日常生活での工夫の仕方 | 52.2% |
| ②再生可能エネルギーに関すること        | 40.3% |
| ③地球環境問題に関すること           | 35.9% |
| ④公害問題に関すること             | 33.7% |
| ⑤製品・サービスが環境に与える影響       | 31.9% |

○情報を得ていないとの回答は「環境問題に困った場合の相談の窓口」などで7割を超えている。

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ①環境問題に困った場合の相談の窓口               | 74.1% |
| ②生きものの種類や数, 生息場所など, 生物多様性に関すること | 72.8% |
| ③環境に関する展示会・セミナーなどの情報            | 71.3% |
| ④環境を守ったりよしたりするために 市民・市民団体が行う行動  | 70.6% |

市民団体等の主体の活動や環境について学ぶ機会に関する情報発信を強化するとともに、環境問題の相談や解決が実践できる場や仕組みを検討する必要がある。



基本的方向ごとの検証(総括表)

10の基本的方向		
主な施策	主な施策の進捗状況評価	総合評価

〈基本的方向1〉  
市民一人ひとりの環境保全活動の実践及び地域の環境保全活動への参加促進

(1)地域の環境特性を活かした各種環境啓発事業の実施	★★ (2.1)	★★ (2.3)
(2)自主的な環境保全活動に対する補助事業	★★ (2.4)	
(3)気軽に環境について学ぶことができる講座の実施	★★ (1.7)	
(4)環境保全活動を実践するための場の提供	★★★ (3)	
(5)環境保全活動実践を広げていくための啓発事業	★★ (2.3)	

〈基本的方向2〉  
地域における環境保全活動をつなぎ広げていくことができる、リーダーやコーディネーターの育成

(1)市民団体・事業者等と連携を図りながら、リーダー等を育成する講座等の実施	★★ (2)	★★ (2.3)
(2)地域での自主的な特徴ある活動やすばらしい活動を行っている人や団体の表彰	★★ (2)	
(3)環境教育・学習を推進できる人の発掘・紹介	★★ (2)	
(4)リーダーやコーディネーターが活動する場の提供	★★★ (3)	

〈基本的方向3〉  
あらゆる世代・対象者に対応した環境教育・学習プログラムの充実

(1)幼児期、小学校低学年を対象とした、感性に訴えるプログラムの充実	★★ (2)	★★ (1.9)
(2)実体験を重視したプログラム(自然と触れ合う、環境美化活動、ごみ減量・リサイクル活動など)の充実	★★ (2.4)	
(3)エネルギー教育、食育(「農・食・いのち」の教育)の視点を取り入れたプログラムの充実	★★ (2)	
(4)高校生・大学生・社会人に対応したプログラムの充実	★ (1)	

〈基本的方向4〉  
市民への客観的で正確な最新情報の提供及び市民に関心が低い項目に関する、伝達手段(メディアの活用)と伝達内容(受け手側のニーズの把握等)の工夫。

(1)まもる一む福岡等の既存の環境教育・学習施設の内容充実	★★ (2.2)	★★ (1.6)
(2)様々なメディアを利用して客観的で正確な最新の環境情報の発信	★★ (2.2)	
(3)情報の受け手側のニーズの把握及び情報発信内容の工夫の実施	★★ (2)	
(4)環境教育・学習に関する総合相談窓口設置の検討	— (0)	

〈基本的方向5〉  
まもる一む福岡やリサイクルプラザ、油山自然観察の森などの市の環境教育・学習に関する施設が持つプログラムの有機的連携及び民間の関連施設との連携・協力

(1)民間の施設も含めた環境教育・学習施設が持つプログラムの調査及び、それらを有機的に連携させたプログラムの作成	★★ (2.1)	★★ (2.1)
--	-------------	-------------

10の基本的方向		
主な施策	主な施策の進捗状況評価	総合評価

〈基本的方向6〉  
環境教育・学習において大きな役割を担っている市民団体の活動支援

(1)活動の場の提供・充実	★★ (1.5)	★★ (1.9)
(2)環境市民ファンド等による活動に応じた助成	★★ (2)	
(3)他の市民団体等との情報交換のための、市環境局ホームページ上での情報交換の場の設置や交流会の開催などの検討及び市民団体等間のネットワーク化の支援	★★ (2)	
(4)市民団体からの企画提案による行政との共働事業の実施検討	★★ (2)	

〈基本的方向7〉  
事業者への簡易な環境マネジメントシステムの導入推進をはじめとした情報提供及び事業者間の環境分野の共同による取組の支援

(1)事業者の環境に配慮した行動を促進するための情報提供	★★★★ (2.4)	★★ (2.1)
(2)環境に配慮した優れた取組等を実施している事業者の表彰	★★ (2)	
(3)エコアクション21などの簡易な環境マネジメントシステムの導入推進	★★★ (2)	
(4)事業者間の環境分野の共同による取組の推進	★★ (2)	

〈基本的方向8〉  
市民団体・事業者等との共働による事業の企画・実施及び定期的な事業の評価による、より計画的・効果的な施策の推進

(1)市民・市民団体・事業者等で構成される福岡市環境教育・学習計画推進協議会における定期的な環境教育・学習施策の評価・点検の実施	★★ (2)	★★ (2.2)
(2)協議会の作業部会設置による、環境教育・学習プログラムの具体的な内容検討等の実施 ※市民・団体・事業者等の参画による事業	★★ (2.3)	

〈基本的方向9〉  
小学校や中学校での環境教育・学習の視点をもった教科学習と、それらを発展させた総合的な学習の時間での実践の推進及び教員が環境について体系的に学ぶことができる場の検討。  
高等学校や大学における環境教育・学習の推進

(1)小学校等への環境教育・学習の様々なプログラムの提供及び関係機関との連携によるプログラムの充実	★★★★ (2.6)	★ (1.2)
(2)学校への環境教育・学習に関する情報提供の充実	★ (1)	
(3)小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場の充実	— (0)	
(4)高等学校や大学における環境教育・学習の推進	★ (1)	

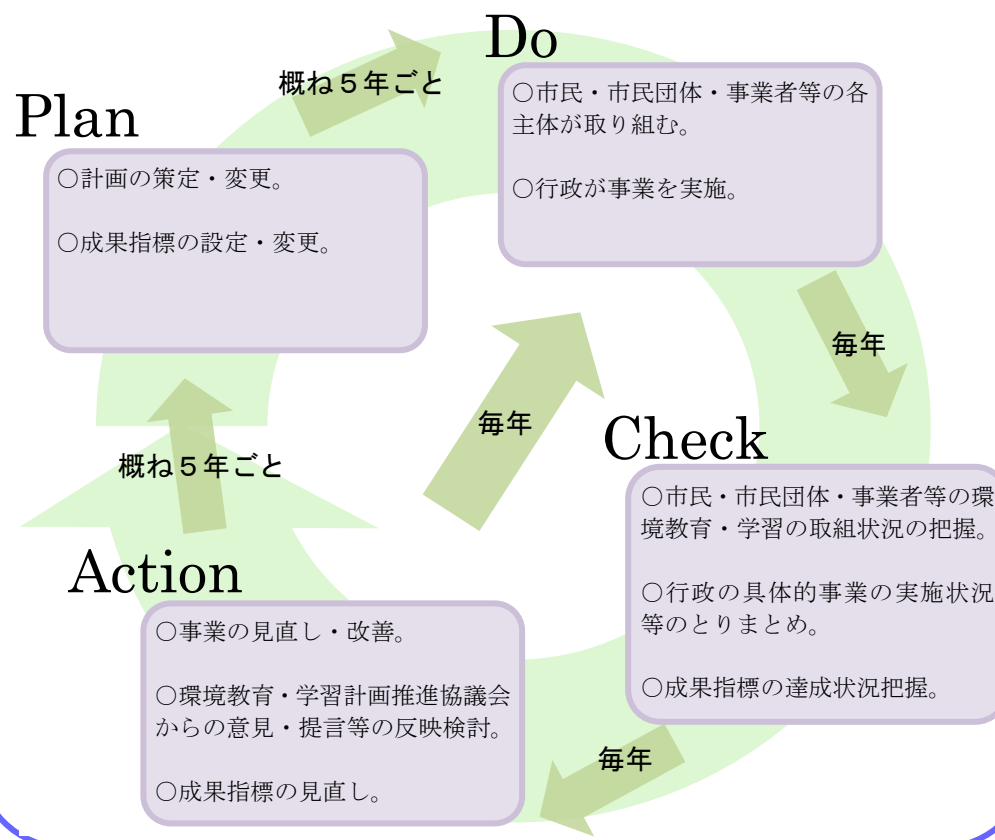
〈基本的方向10〉  
市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政などの各主体のネットワーク化の推進及び各主体が連携した環境教育・学習の取組の充実

(1)市民団体・事業者等との共働による環境保全に関する取組の充実	★★ (2.2)	★★ (1.6)
(2)市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政等が福岡市の環境について意見交換を行う場の設置	★★★★ (2.5)	
(3)学校と地域が連携し、一体となって地域の問題を解決する取組の推進・支援	— (0)	

## 環境教育・学習の着実な歩みを進めるために

## 計画推進の流れ

- 基本的方向に基づく具体的施策の実施
  - ・市役所内部各局にて環境マインドを共有し、各行政分野との整合・調整を図りながら、有機的に施策を推進していく。
  - ・各主体と連携し、環境教育プログラム作成などの具体的な事業検討を行う
- 市全体の環境教育・学習の推進状況及び行政の具体的施策の取組・進捗状況
  - ・年に1回、福岡市環境教育・学習計画推進協議会へ報告し、新たな方策の検討、意見交換等を行う
  - ・市全体の推進業況を把握するため、定期的に他の主体の環境教育・学習の実施状況についても、アンケート等を通して把握し、報告していく。



## 成果指標

- 行政の施策の展開における基本的方向ごとに成果指標を設定する。
- 基本的方向ごとに代表する施策を定め、その代表する施策の成果指標を基本的方向の成果指標とする。あるいは、市民へのアンケート調査などを通して得ることのできる指標を成果指標として設定する。
- 他の主体との連携などの視点からを評価する方法を検討する。